

平成30年9月3日

保護者 様

京都市立伏見中学校
校長 高井 敬祐

台風第21号の接近に伴う臨時休校の措置について

日頃から、本校教育活動にご理解・ご支援を頂きありがとうございます。

さて、台風第21号に伴う「今日から明日にかけての京都府の天候の見通し」については、平成30年9月3日午前9時の京都地方気象台からの発表において、4日午前中に、暴風警報や大雨警報を発表する可能性があることに言及されているところです。

また台風第21号は、非常に強い勢力を維持して、南大東島の東を北上中で、4日昼過ぎから夕方にかけて京都府に最も接近する見込みとされています。

こうした状況を鑑み、京都市教育委員会から、明日（9月4日（火））の学校・幼稚園の教育活動については、全市一律に臨時休業（終日）の措置を取ることとされましたので、本校においても臨時休業といたします。

なお、9月5日（水）以降の気象警報に伴う臨時休校等の措置については、これまでどおり、下記2に基づく措置といたしますので、よろしく願いいたします。

各家庭におかれましても、今後の京都市域の気象状況について、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報にご留意頂きますようお願いいたします。

記

1 9月4日（火）の学校教育活動

終日臨時休業とします。

2 9月5日（水）以降の学校教育活動

暴風警報が解除された場合については、以下の措置を行います。

①午前7時までに解除になった場合 : 平常授業

②午前9時までに解除になった場合 : 3校時（10時45分）から始業

③午前11時までに解除になった場合 : 5校時（13時10分）から始業

（給食は中止）

④午前11時現在、警報発令中の場合 : 臨時休業

※ 大雨警報及び洪水警報が発表されている場合については、通常どおり学校教育活動を実施します。

3 その他

通学路上にある河川・側溝・水路等には近づかないよう、また、強風時の外出は控えるようご家庭でも、お子様への指導をお願いいたします。